

# 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 22 日（金）第3504号の 4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 教 育 委 員 会 規 則

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 1
- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 6
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 10
- 鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則（※）（社会教育課取扱い） 10

### 教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

- 単位の修得方法の一部改正（※）（教職員課取扱い） 15

## 教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 5 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年鹿児島県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 号 ア の 表 中

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	を
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	に

改め、同号イの表中

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数	を
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数	に

改め、同条第 2 号アの表及びイの表、同条第 3 号アの表及びイの表並びに同条第 4 号の表中

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	を
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	に

改め、同条第 5 号アの表及びイの表中

在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数	を
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	に

改め、同条第 6 号の表中

管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省令厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目

を

管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目

に、

教職に関する科目	を	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	に改める。
----------	---	---------------------------	-------

第 7 条第 1 号の表中

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	を
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	に

改め、同条第 2 号の表、同条第 3 号の表及び同条第 4 号の表中

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	を
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	に

改める。

第7条の2の表中

在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数	を  に
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	

改める。

第7条の3第1号の表を次のように改める。

在職年数	保育内容の指導法に関する科目	最低修得単位数
1	3	3

第7条の3第2号の表を次のように改める。

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			最低修得単位数
		道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
1	8	1		1	10
2	5	1		1	7

備考

各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語）のうち単位数が8の場合は4以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を、単位数が5の場合は3以上の教科の指導法に関する科目のうち2以上についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

第7条の3第3号の表を次のように改める。

在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			最低修得単位数
		生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
1	8			1	9
2	5			1	6

備考

各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語）（所有免許教科に相当する教科を除く。）のうち単位数が8の場合は4以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を、単位数が5の場合は3以上の教科の指導法に関する科目のうち2以上についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

第7条の3第4号の表を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			最低修得単位数
			生徒指導の理論及び	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	進路指導及びキャリア教育の理論及び方	

			方法	の理論及び方法	法		
1	8	2				1	11
2	6	1				1	8
3	5	1				1	7

備考

教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号の規定によるが、単位数が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ修得するものとする。

第7条の3第5号の表を次のように改める。

在 職 年 数	各教科の 指導法に 関する科 目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独 自に設定 する科目	最低修得 単位数
		道徳の 理論及 び指導 法	生徒指 導の理 論及び 方法	教育相談（カウ ンセリングに関 する基礎的な知 識を含む。）の 理論及び方法	進路指導 及びキャ リア教育 の理論及 び方法		
1	1	1			1	3	6
2	1	1			1	2	5

備考

大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号の規定によるが、教科に関する専門的事項に関する科目の単位数が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ修得するものとする。

第7条の3第6号の表を次のように改める。

在 職 年 数	各教科の 指導法に 関する科 目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			大学が独 自に設定 する科目	最低修得 単位数
		生徒指 導の理 論及び 方法	教育相談（カウ ンセ リングに関する基礎 的な知識を含む。） の理論及び方法	進路指導及び キャリア教育 の理論及び方 法		
1	2			1	6	9
2	1			1	4	6

備考

大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号の規定によるが、教科に関する専門的事項に関する科目の単位数が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ修得するものとする。

第8条の表並びに第8条の2第1号の表及び第2号の表中

「	在職 年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関 する科目	最低修得単位数	を
」						
「	在職 年数	教科に関する専門 的事項に関する科 目	各教科の指導法に 関する科目又は教 諭の教育の基礎的 理解に関する科目 等	大学が独自に設定 する科目	最低修得単位数	に
」						

改める。

第9条第2項中「教科に関する科目又は養護に関する科目及び教職に関する科目を含んで」を削り、「表の」の次に「各科目欄及び」を加え、同条第3項中「教科に関する科目又は養護に関する科目及び教職に関する」を「各科目欄に定める」に改め、同条第4項中「栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する

る科目等」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「第18項若しくは第19項」を「第17項若しくは第18項」に改める。

別記第 1 号様式中 「

免 許 法 附 則 8, 9, 18, 19項
----------------------------------

 を 

免 許 法 附 則 8, 9, 17, 18項
----------------------------------

 に、

※ 手 数 料	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">収入証紙</td></tr> </table>	収入証紙	※ 判 定		を
		収入証紙			
		幼, 小, 中, 高, 養護, 特, 自立教科等			
専修, 一種, 二種, 助, 特別					
※ 備 考					
人 物		教 科 等		に	
学 力		免許年月日	年 月 日		
実 務					
身 体					

※ 手 数 料	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">収入証紙</td></tr> </table>	収入証紙	※ 判 定		に
		収入証紙			
		幼, 小, 中, 高, 養護, 特, 自立教科等			
専修, 一種, 二種, 助, 特別					
		教 科 等		を	
		免許年月日	年 月 日		

改める。

別記第 3 号様式中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

別記第 5 号様式中

「年 月 日

を  
検査医 住 所  
氏 名 (印)

「年 月 日

に改める。  
医療機関 名 称  
検 査 医 住 所

氏 名 (印)

「本 籍

別記第 8 号様式及び別記第14号様式中 現住所 を

連絡先 — — 」

「本 籍 都道府県  
現住所 に改める。  
連絡先 — — 」

別記第18号様式（表面）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第19号様式の 2 備考，別記第20号様式備考及び別記第20号様式の 2 備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は，平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし，別記第19号様式の 2，別記第20号様式及び別記第20号様式の 2 の改正規定は，同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

.....

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 6 号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

（鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 アの表中

54	53
54	54
55	54
55	54
56	55
56	55
57	55
57	56
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57

59	58
59	58
60	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
61	60
61	61
61	61
62	61
62	61
62	61
62	62
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
63	63
63	63
64	63

を に改める。

別表第 7 イ の 表 中

58		57
59		58
60		58
61		59
61		59
61		60
62	を	60
62		61
62		61
63		62
63		62
63		63
64		63

に改める。

別表第 7 ウ の 表 中

46		45
46		46
47		46
47	を	46
48		47
48		47
49		47

に改める。

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第 2 条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「心身に故障」を「障害」に改める。

別表第 2 ア の 表 1 級 の 項 中 「7,033円」を「7,105円」に、「7,101円」を「7,173円」に、「7,168円」を「7,240円」に、「7,236円」を「7,308円」に、「7,312円」を「7,384円」に、「7,398円」を「7,470円」に、「7,479円」を「7,551円」に、「7,560円」を「7,632円」に、



「7,641円」を「7,713円」に、「7,735円」を「7,807円」に、「7,825円」を「7,897円」に、「7,915円」を「7,987円」に、「8,005円」を「8,077円」に、「8,104円」を「8,176円」に、「8,203円」を「8,275円」に、「8,302円」を「8,374円」に、「8,406円」を「8,478円」に、「8,523円」を「8,595円」に、「8,635円」を「8,707円」に、「8,748円」を「8,820円」に、「8,860円」を「8,932円」に改め、同表2級の項中「9,027円」を「9,103円」に、「9,103円」を「9,180円」に、「9,180円」を「9,252円」に、「9,256円」を「9,328円」に、「9,337円」を「9,409円」に、「9,414円」を「9,481円」に、「9,490円」を「9,558円」に、「9,562円」を「9,630円」に、「9,643円」を「9,711円」に、「9,729円」を「9,796円」に、「9,814円」を「9,882円」に、「9,900円」を「9,967円」に、「9,976円」を「10,035円」に、「10,066円」を「10,125円」に、「10,156円」を「10,215円」に、「10,246円」を「10,305円」に、「10,332円」を「10,386円」に、「10,453円」を「10,507円」に、「10,575円」を「10,629円」に、「10,696円」を「10,750円」に、「10,813円」を「10,867円」に、「10,939円」を「10,993円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「7,033円」を「7,105円」に、「7,101円」を「7,173円」に、「7,168円」を「7,240円」に、「7,236円」を「7,308円」に、「7,312円」を「7,384円」に、「7,398円」を「7,470円」に、「7,479円」を「7,551円」に、「7,560円」を「7,632円」に、「7,641円」を「7,713円」に、「7,735円」を「7,807円」に、「7,825円」を「7,897円」に、「7,915円」を「7,987円」に、「8,005円」を「8,077円」に、「8,104円」を「8,176円」に、「8,203円」を「8,275円」に、「8,302円」を「8,374円」に改め、同表2級の項中「7,749円」を「7,825円」に、「7,843円」を「7,920円」に、「7,938円」を「8,014円」に、「8,037円」を「8,113円」に、「8,127円」を「8,203円」に、「8,226円」を「8,302円」に、「8,325円」を「8,401円」に、「8,424円」を「8,500円」に、「8,527円」を「8,604円」に、「8,653円」を「8,730円」に、「8,775円」を「8,851円」に、「8,896円」を「8,973円」に、「9,027円」を「9,103円」に、「9,103円」を「9,180円」に、「9,180円」を「9,252円」に、「9,256円」を「9,328円」に、「9,337円」を「9,409円」に、「9,414円」を「9,481円」に、「9,490円」を「9,558円」に、「9,562円」を「9,630円」に、「9,643円」を「9,711円」に、「9,729円」を「9,796円」に、「9,814円」を「9,882円」に、「9,900円」を「9,967円」に、「9,976円」を「10,035円」に、「10,066円」を「10,125円」に、「10,156円」を「10,215円」に、「10,246円」を「10,305円」に、「10,332円」を「10,386円」に、「10,453円」を「10,507円」に、「10,575円」を「10,629円」に、「10,696円」を「10,750円」に、「10,813円」を「10,867円」に、「10,939円」を「10,993円」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成30年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。

(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給)

- 4 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、

当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

.....

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

#### 鹿児島県教育委員会規則第 7 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

「中津川小学校

別表第 2 中 薩摩中学校

さつま町立薩摩学校給食センター」

を 「中津川小学校

さつま町立薩摩学校給食センター」

に

改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

#### 鹿児島県教育委員会規則第 8 号

鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則（昭和51年鹿児島県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「図書館条例」を「条例」に改める。

第 8 条第 1 項中「奄美図書館の第 1 研修室、第 2 研修室及び第 3 研修室（以下「研修室」と総称する。）の利用」を「条例第 4 条」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第8条関係）

## 利用許可申請書

鹿児島県教育委員会 殿

県立図書館の施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日			
申 請 者	(〒 )		電話			
	住 所					
	団 体 名					
	代表者名					
	連絡者名		電話			
利用目的及び内容						
利 用 期 間	年 月 日		時 分		から	
	年 月 日		時 分		まで 日間	
利用する施設 (○で囲む)	本 館	大 研 修 室	第1研修室	第2研修室	第3研修室	
	奄美図書館	第1研修室	第2研修室	第3研修室		
冷暖房の使用 (○で囲む)	有 ・ 無					
備 考 (利用人数等)						
使 用 料	円			処 理 経 過		
収 入 方 法	現金収納 ・ ( )		許可	年 月 日		
使用料の後納			変更	年 月 日		
収 納 年 月 日			取消	年 月 日		

注1 太線の中だけ記入してください。

2 使用料の減免を受けたい場合は、併せて使用料減額（免除）申請書を提出してください。

第 2 号様式 (第 8 条関係)

利用許可書

第 年 月 日 号

殿

鹿児島県教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった県立図書館の施設の利用については、次のとおり許可します。

利用目的及び内容								
利 用 期 間		年 月 日		時 分		日 間		
利用する施設		本 館	大 研 修 室	第 1 研 修 室	第 2 研 修 室	第 3 研 修 室		
		奄美図書館	第 1 研 修 室	第 2 研 修 室	第 3 研 修 室			
許 可 の 条 件								
使 用 料	施 設 名		冷暖房 の使用	使用時間 の 区 分	計算基礎	金額	減免	減免後の額
	本 館	大 研 修 室	有・無		円	円	有・無	円
		第 1 研 修 室	有・無		円	円	有・無	円
		第 2 研 修 室	有・無		円	円	有・無	円
		第 3 研 修 室	有・無		円	円	有・無	円
	奄美 図 書 館	第 1 研 修 室	有・無		円	円	有・無	円
		第 2 研 修 室	有・無		円	円	有・無	円
		第 3 研 修 室	有・無		円	円	有・無	円

注 この利用許可書は、施設を利用する際、係員に提示してください。

第3号様式（第9条関係）

## 使用料返還申請書

鹿児島県教育委員会 殿

県立図書館の施設の使用料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日		
申 請 者	(〒 )				
	住 所	電 話			
	団 体 名				
	代 表 者 名				
	連 絡 者 名	電 話			
許 可 年 月 日	年 月 日				
利 用 す る 施 設 (○で囲む)	本 館	大 研 修 室	第 1 研 修 室	第 2 研 修 室	第 3 研 修 室
	奄 美 図 書 館	第 1 研 修 室	第 2 研 修 室	第 3 研 修 室	
冷 暖 房 の 使 用 (○で囲む)	有 ・ 無				
使 用 料 の 返 還 を 受 け よ う と す る 理 由					
返 還 使 用 料 の 受 取 金 融 機 関 名 等	金融機関名： 店				
	口 座 名：				
	口座の種類： 普通 ・ 当座				
	口 座 番 号：				
※返還額等	既納の使用料	返還割合	返還額	返還の区分	
	円	円	円	条例第5条第3項 第 号該当	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第4号様式（第10条関係）

## 使用料減額（免除）申請書

鹿児島県教育委員会 殿

県立図書館の施設の使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

	申請年月日	年 月 日			
申 請 者	(〒 )				
	住 所	電話			
	団 体 名				
	代表者名				
	連絡者名	電話			
利用目的及び内容					
利 用 期 間	年 月 日	時 分	から	年 月 日	時 分
	年 月 日	時	分まで		日間
利用する施設 (○で囲む)	本 館	大 研 修 室	第 1 研 修 室	第 2 研 修 室	第 3 研 修 室
	奄美図書館	第 1 研 修 室	第 2 研 修 室	第 3 研 修 室	
冷暖房の使用 (○で囲む)	有 ・ 無				
減額（免除）を 申請する理由					
※使用料等	減額（免除）前の額	減額（免除）する額	使用料		
	円	円	円		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

## 附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第 1 号様式による利用申請書は、改正後の鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第 1 号様式による利用許可申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則別記第 2 号様式による利用許可書は、新規則別記第 2 号様式による利用許可書とみなす。

## 教育委員会教育長告示

## 鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号

平成11年 2 月12日鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号（単位の修得方法）の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。

平成31年 3 月22日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 を次のように改める。

- 1 領域に関する専門的事項に関する科目又は教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法
  - (1) 幼稚園の領域に関する専門的事項に関する科目  
教育職員検定により幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 1 項の表備考第 1 号の例による。
  - (2) 小学校の教科に関する専門的事項に関する科目  
教育職員検定により小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第 3 条第 1 項の表備考第 1 号の例による。
  - (3) 中学校の教科に関する専門的事項に関する科目  
ア 教育職員検定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 1 号から第 3 号までの例による。ただし、必要な単位数（以下「単位数」という。）が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ 1 単位以上修得するものとする。  
イ 施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 1 号中「 」内に示された事項は当該事項の 1 以上にわたって行うものとする（1 の(4)ア及び(5)においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち 2 以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもって水産と替えることができる。）について修得するものとする。
  - (4) 高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目  
ア 教育職員検定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 2 号及び第 3 号並びに第 5 条第 1 項の表備考第 1 号の例による。ただし、単位数が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ 1 単位以上修得するものとする。  
イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第 7 条第 3 項の規定により看護師の免許を受けた者は、その免許をもって看護実習の 1 単位に替えることができる。
  - (5) 高等学校の実習教諭の教科に関する専門的事項に関する科目  
高等学校の看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船を担当する教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第16条第 4 項の例による。
- 2 の表衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）の項中「衛生学及び」を「衛生学・」に改め、同表健康相談活動の理論及び方法の項中「及び方法」を「・健康相談活動の方法」に改め、同表解剖学及び生理学の項中「解剖学及び」を「解剖学・」に改め、同表微生物、免疫学、

薬理概論の項中「微生物学，免疫学，薬理概論」を「「微生物学，免疫学，薬理概論」」に改める。

5 及び 6 を次のように改める。

5 各教科の指導法に関する科目，保育内容の指導法に関する科目，教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

(1) 教育職員検定により小学校，中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等は，次の表により修得するものとする。



学校種別	必要単位数	教育の基礎的理解に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)
小学校	7 ～ 12	2 単位以上					4 単位以上							
	13 ～ 20	6 単位以上					7 単位以上 2 以上の教科(音楽、図画工作、体育のうち 1 以上の教科を含む。)の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)及び道徳の理論及び指導法を含む。							
	21 以上	8 単位以上					13 単位以上 5 以上の教科(音楽、図画工作、体育のうち 1 以上の教科を含む。)の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)及び道徳の理論及び指導法を含む。							
中学校	5 ～ 11	2 単位以上					3 単位以上(道徳の理論及び指導法を含む。)							
	12 ～ 15	6 単位以上					6 単位以上(道徳の理論及び指導法を含む。)							
	16 以上	8 単位以上					8 単位以上(道徳の理論及び指導法を含む。)							
高等学校	4 ～ 6	2 単位以上					2 単位以上							
	7 ～ 11	4 単位以上					3 単位以上							
	12 以上	6 単位以上					6 単位以上							

(2) 教育職員検定により幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等は、次の表により修得するものとする。

必要単位数	教育の基礎的理解に関する科目						領域及び保育内容の指導法に関する科目	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目		
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼児理解の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
7 ～ 12	2 単位以上						4 単位以上			
13 ～ 19	6 単位以上						7 単位以上			
20 以上	8 単位以上						12 単位以上			

(3) 教育職員検定により養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等は、次の表により修得するものとする。

種別	必要単位数	教育の基礎的理解に関する科目						道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目			
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳，総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
養護教	3	2 単位以上						1 単位以上			
	4	2 単位以上						2 単位以上			
	5	2 単位以上						3 単位以上			

論	6 以上	2 単位以上	4 単位以上
栄 養 教 諭	3	1 単位以上	2 単位以上
	4	1 単位以上	3 単位以上
	5	2 単位以上	3 単位以上
	6	2 単位以上	4 単位以上

## 6 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法

- (1) 教育職員検定により幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は，1に規定するそれぞれの免許に応じた領域に関する専門的事項に関する科目又は教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあつては，授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目）並びに5の(1)及び(2)に規定するそれぞれの免許に応じた各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について修得するものとする。
- (2) 教育職員検定により養護教諭の普通免許状を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は，2に規定する養護に関する科目及び5の(3)に規定する養護教諭免許に応じた養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について修得するものとする。
- (3) 教育職員検定により栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は，3に規定する栄養に係る教育に関する科目及び5の(3)に規定する栄養教諭免許に応じた養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について修得するものとする。

7及び8を削る。

9中「昭和41年文部省令厚生省令第2号」を「昭和41年文部省・厚生省令第2号」に改め，9を7とする。